

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）

令和2年度～令和6年度

大 阪 市

令和2年3月

大阪市こども・子育て支援計画（第2期） 目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	策定の背景	1
2	計画の趣旨・位置づけ・期間・対象	1
3	指標・目標の設定	5
4	社会全体でこども・子育て支援に取り組むうえでの計画の役割	7
第2章	現状と課題	
1	大阪市の人口等及びこども・青少年、子育てに関する状況	8
2	ニーズ調査の結果からみた現状	23
3	大阪市における主な課題	34
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	41
2	重視する視点	41
3	計画がめざす「大阪市のまち像」	43
4	施策の基本方向	44
5	重点的に取り組む施策	46
6	基本施策	47
第4章	子ども・子育て支援法に基づく市町村計画	
1	提供区域の設定	48
2	各年度における量の見込みと提供体制の確保	49
第5章	基本施策と個別の取組	
基本方向1	こども・青少年の「生きる力」を育成します	58
基本方向2	安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組み や環境を充実します	99
基本方向3	こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立 します	140

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	173
2 計画の進捗管理及び検証・改善	174
3 社会・経済情勢の変化等への対応	174
4 国・大阪府など関係機関との連携	175
5 自律した自治体型の区政運営	175

参考資料

用語の説明	216
こども・子育て支援会議条例	222
こども・子育て支援会議条例施行規則	224
こども・子育て支援会議委員名簿（令和2年3月）	225
こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱	226
パブリック・コメント手続きの実施結果について	228
こども・子育て支援計画策定経過	230

別冊資料

- 1 第1期計画での取組状況（はぐくみ指標）
- 2 量の見込みと提供体制の確保（第1期計画）年度別実績
- 3 行政区ごとの人口推計及び量の見込みと提供体制の確保（第2期計画）

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景

我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に、平成17年度から10年間の時限立法として次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられ、大阪市では、「大阪市次世代育成支援行動計画」（前期・後期計画）（両計画を合わせた計画期間：平成17年度から平成26年度まで）を策定し、こども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。

平成24年には、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」として実施されました。そして、この新制度のもと、市町村は子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。また、平成26年に次世代育成支援対策推進法が一部改正され、法律の有効期限が令和7年3月まで10年間延長されるとともに、一方「市町村行動計画」の策定については任意とされました。

大阪市では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村行動計画」を一体のものとして、「大阪市こども・子育て支援計画」（平成27年度から平成31年度まで）（以下「第1期計画」といいます。）を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進してきました。

2 計画の趣旨・位置づけ・期間・対象

（1）計画の趣旨（計画策定の根拠となる法律）

本計画は「大阪市こども・子育て支援計画（第2期）」とし、第1期計画をふまえ、こども・青少年、子育て家庭を対象とした包括的な視野から総合的な支援施策を推進します。

本計画は、第1期計画と同様に、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」と位置づけ、この2つの計画を一体のものとして策定します。

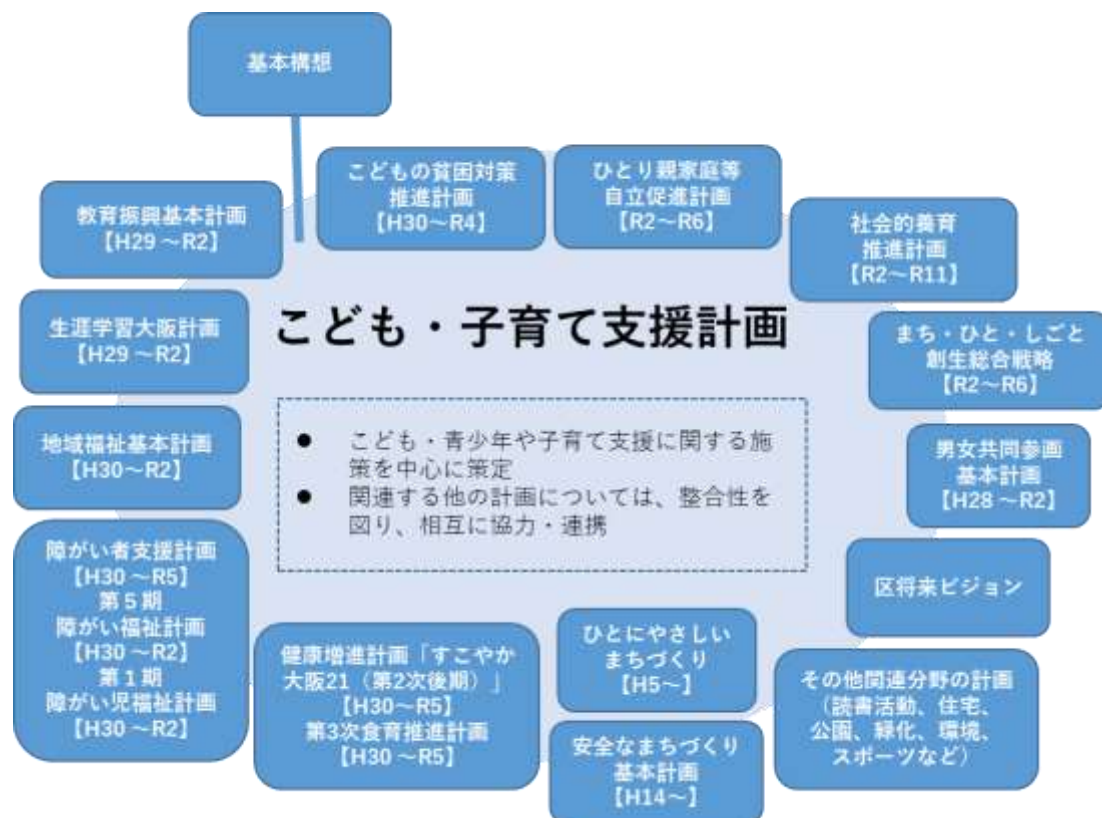
<本計画の根拠となる法律について>

法律	計画策定の根拠条文
子ども・子育て支援法	(市町村子ども・子育て支援事業計画) 第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法	(市町村行動計画) 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することができる。

(2) 計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、こども・青少年や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。

関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・青少年や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけています。本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。



<関連性が高い主な計画について>

大阪市教育振興基本計画（平成 29 年度～令和 2 年度）

平成 18 年に改正された教育基本法において、地方公共団体は、国の計画を参考にして、それぞれの地域に応じた教育の振興のための施策に関する基本計画、すなわち「教育振興基本計画」を定めるよう努めることとされました。

大阪市では、平成 24 年 5 月に施行された大阪市教育行政基本条例により教育振興基本計画を必ず定めることとしています。

この計画では、2 つの最重要目標「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」、「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」を定め、目標を達成するために重点的に取り組むべき施策を、総合的かつ計画的に推進しています。

大阪市こどもの貧困対策推進計画（平成 30 年度～令和 4 年度）

平成 28 年度に実施した「大阪市子どもの生活に関する実態調査」の結果からは、世帯の経済状況や生活状況が、こどもの生活や学習理解度にも影響を与えていること、ひとり親世帯や若年で親となった世帯の経済的な厳しさなどが確認されました。世帯の経済状況や生活状況はこどもには責任はないことから、世帯の状況にかかわらず、すべてのこどもや青少年が、生きる力を備え、心豊かに未来を切り拓いていけるよう支援する必要があります。

こどもの貧困対策は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、多岐にわたる分野が横断的に連携して取り組む必要があります。そこで、大阪市を挙げて、こどもの貧困対策を総合的に推進する観点から、関連する施策を体系的にとりまとめ、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しています。

大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

この計画では、平成 25 年 3 月に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」や、平成 26 年 10 月に施行された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正趣旨などに則り、「就業支援」、「子育て・生活支援」、「養育費確保に向けての支援」、「経済的支援」、「サポート体制の充実」を施策指標とし、総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進することとしています。

この計画に基づき、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができるとともに、こどもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくりを基本理念に、ひとり親家庭等の自立促進のための支援に取り組めます。

大阪市社会的養育推進計画（令和２年度～令和１１年度）

大阪市では、児童虐待相談件数が年々増加し、また虐待を理由とした一時保護の件数も年々増加しており、こどもたちが多数施設等へ入所措置されている状況です。

また、大阪市が所管する社会的養護関係施設は、大規模施設が多いという特徴が挙げられ、特に児童養護施設においては、定員規模が１００名を超える施設が全国では４％（平成２８年時点）しかない中、大阪市では１０施設中３施設が１００名を超えています。

こういった状況をふまえ、平成２７年に、大阪府の社会的養護に関する都道府県推進計画の「第二次大阪府社会的養護体制整備計画」に大阪市域における養育単位の小規模化、グループホームの地域分散化等の数値目標を定め、家庭的養育等を推進してきました。

一方、平成２８年の改正児童福祉法において、こどもが権利の主体であると明記されるとともに、家庭への養育支援から家庭養育を中心とした代替養育まで支援の枠組みが広げられたことを受け、平成２９年８月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。

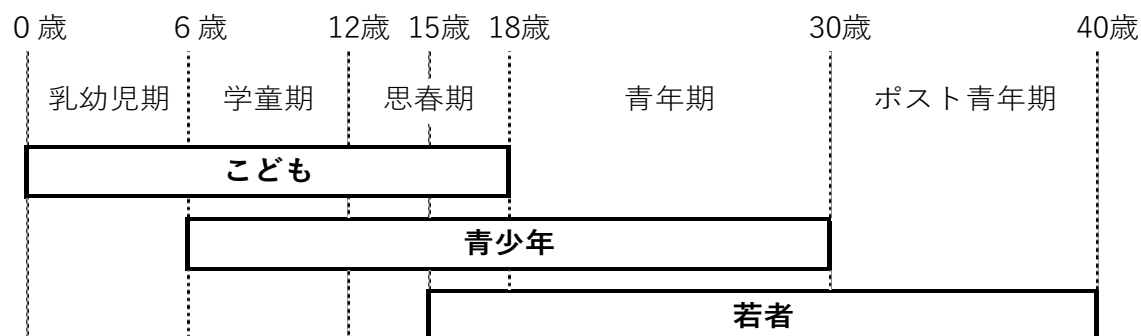
この計画は、上記ビジョンの趣旨をふまえ、都道府県推進計画に代わる新たな計画として策定するものであり、この計画に基づき、大阪市における社会的養育施策を推進していきます。

（３）計画の期間

本計画は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間を対象期間としています。

（４）計画の対象

本計画は、すべてのこども・青少年（事業によっては若者を含む）と子育て家庭を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。



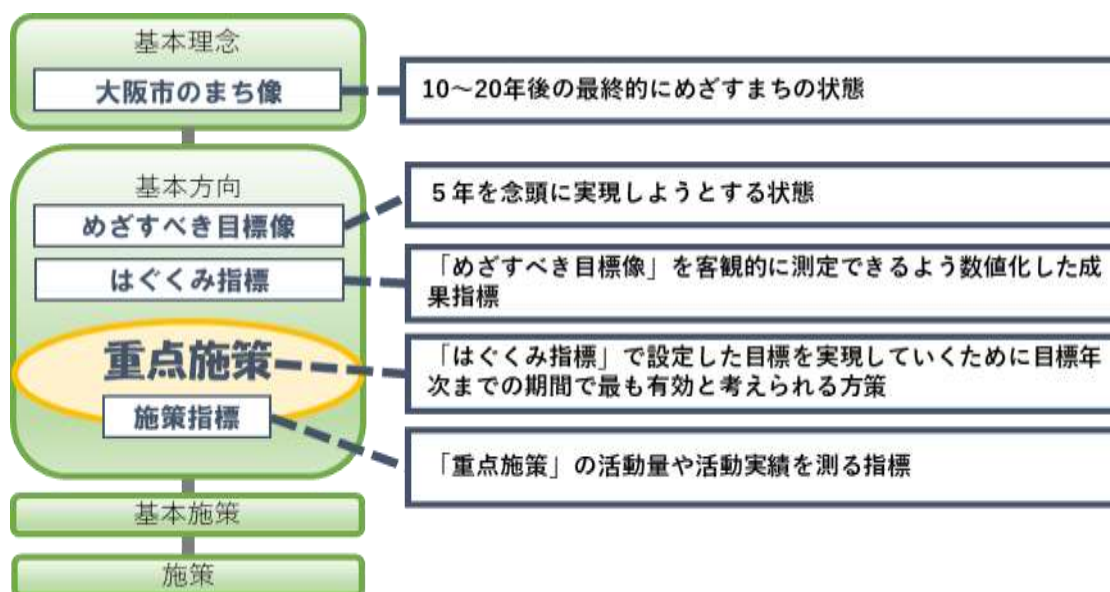
こども : 乳幼児期、学童期及び思春期の者。(0歳～おおむね18歳)
 青少年 : 学童期から青年期までの者。(6歳～おおむね30歳未満)
 若者 : 中学校卒業後から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象となる。(15歳～40歳未満)

※ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。
 ※ 学童期は、小学生の者。
 ※ 思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。
 ※ 思春期の者は、こどもから若者への移行期として、事業により、こども、若者それぞれに該当する場合がある。
 ※ 青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。
 ※ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営むうえで困難を有する、40歳未満の者。

3 指標・目標の設定

本計画においては、計画の基本的な考え方である「基本理念」のもと、最終的にめざす「大阪市のまち像」を設定しています。そして、「大阪市のまち像」の実現に向け、施策を3つの基本方向に分け、それぞれに「めざすべき目標像」とその達成状況を示す「はぐくみ指標」を設定し、「はぐくみ指標」で設定する目標を実現していくため、重点的・集中的に推進する「重点施策」とその達成状況を示す「施策指標」を設定しています。

計画の推進にあたっては、これらの目標や指標の達成をめざし、その進捗状況を把握・検証し、改善・充実を図ります。



また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援法に基づいて国が示す「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）に基づき、次の就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域を設定し、提供区域ごとに量の見込み及び提供体制の確保の内容を定めています。

就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）

1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）

地域子ども・子育て支援事業

1	延長保育事業（時間外保育事業）
2	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業
3	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）
4	地域子育て支援拠点事業
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）
7	病児・病後児保育事業
8	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
9	利用者支援事業
10	妊婦健康診査
11	乳児家庭全戸訪問事業
12	養育支援訪問事業 （子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業）

4 社会全体でこども・子育て支援に取り組むうえでの計画の役割

こども・子育て支援は行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校園、企業、そして市民一人ひとりが、自ら行動し、共に力を出しあって連携、協力していくことが不可欠です。

こどもや青少年の健やかな成長を、社会全体で見守り、はぐくむ大阪市を実現するために、まず、個人や家庭で解決する「自助」、住民相互の助けあいの中で解決する「共助」、行政が取り組む「公助」という「補完性の原則」もふまえ、それぞれの主体が果たすべき役割を担いながら、バランス良く取組を進めていくことが重要です。

行政計画として策定する本計画は、社会全体で共有すべきこども・子育て支援の普遍的な理念を計画の基本理念として示しながら、それに基づき、「公助」として行政が担うべき取組を取りまとめるものです。さらに、市民や地域の主体的な「自助」や「共助」の活動を支援する取組も取りまとめています。

市民や地域の主体的な活動の一層の活性化と計画に基づく行政施策の着実な推進が両輪となって、次代を担うこども・青少年の健やかな成長を社会総がかりではぐくんでいくことをめざします。

第2章 現状と課題

1 大阪市の人口等及びこども・青少年、子育てに関する状況

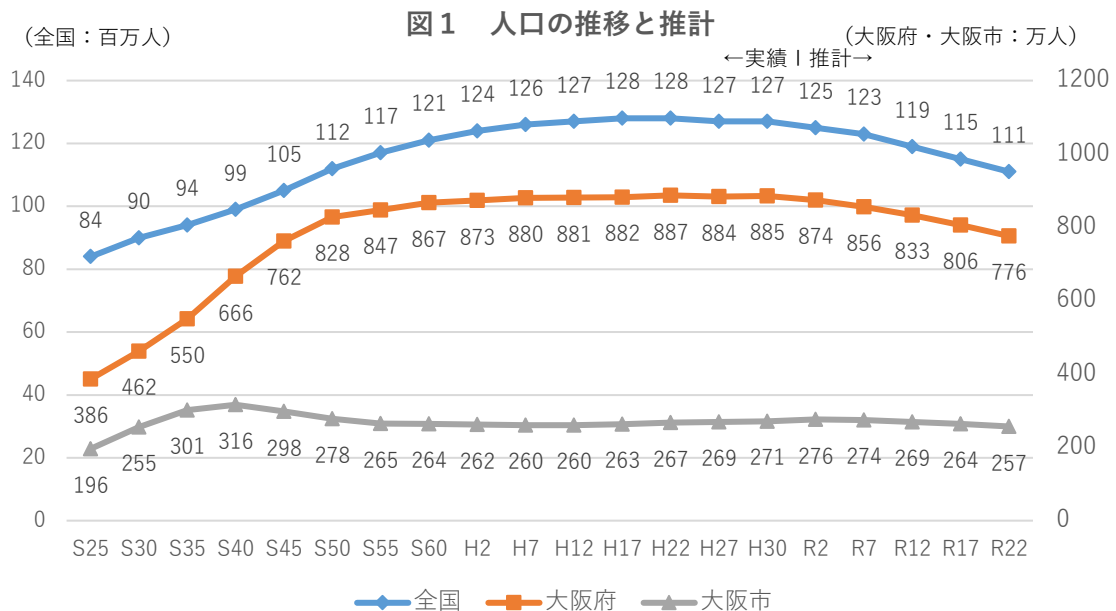
(1) 人口・出生・世帯等の状況

① 人口の推移

国勢調査によると、大阪市の人口は、昭和25年から昭和40年まで大きく増加し316万人となりましたが、その後減少に転じ、昭和55年より260万人台で推移しています。昭和55年以降、平成12年までは緩やかに減少していましたが、その後増加しており、平成30年には271万人となっています。

全国や大阪府の人口は、昭和25年から平成22年まで増加を続けてきましたが、その後減少しています。

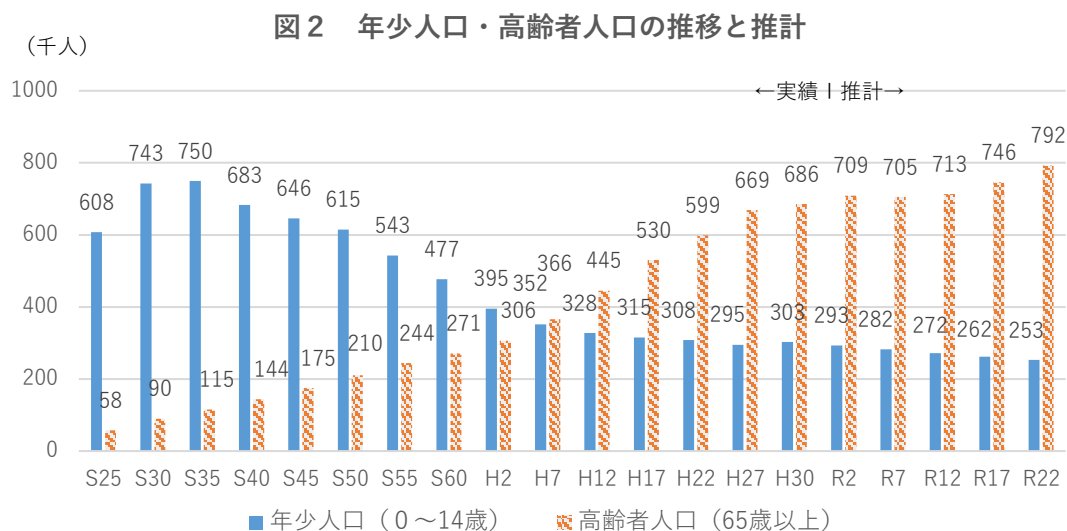
今後の推計をみると、大阪市の人口は令和2年までは増加するものの、その後は減少に転じていくと予測されます。(図1)



資料：実績値は総務省統計局「国勢調査」、平成30年のみ総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(平成30年)、推計値は「大阪市人口ビジョン」(令和2年)

② 年少人口・高齢者人口の推移

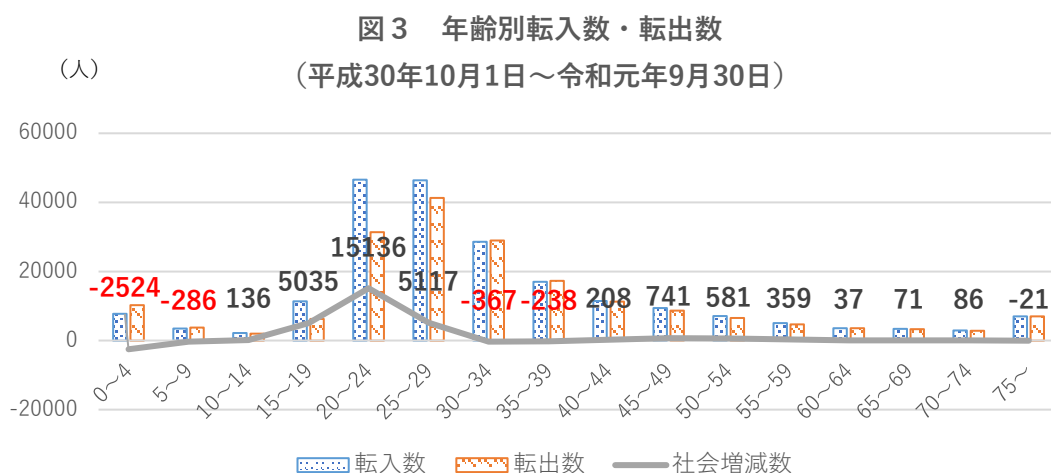
大阪市の年少人口（0～14歳）は、昭和35年をピークに減少しており、平成30年は30万3千人となっています。また、令和2年以降も減少し、令和22年には25万3千人になると見込まれています。（図2）



資料：実績値は総務省統計局「国勢調査」、平成30年のみ総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成30年）、推計値は「大阪市人口ビジョン」（令和2年）

③ 年齢別転入数・転出数

平成30年から令和元年にかけての大阪市の社会増減数（転入数－転出数＋その他増減）をみると、「20～24歳」が最も多く、次いで「25～29歳」となっています。特に、「0～9歳」、「30～39歳」の社会増減数がマイナス（転出超過）となっていることから、30歳代の子育て世帯の転出が多いと考えられます。（図3）



資料：大阪市都市計画局調べ

④ 区別の人口の推移

大阪市内各区における平成 26 年から平成 31 年の区別の人口増減率をみると、人口増加率の高い区は西区 15.4%、北区 14.0%、中央区 12.9%、浪速区 10.9%などとなっています。一方、人口減少率が高い区は、大正区 4.4%減、西成区 4.3%減、住之江区 2.9%減、平野区 2.5%減、港区と此花区 2.0%減などとなっています。市内中心部の区の人口増加が顕著となっています。(図 4・5)

図 4 区別の人口増減率（平成 26 年 3 月・平成 31 年 3 月比較）

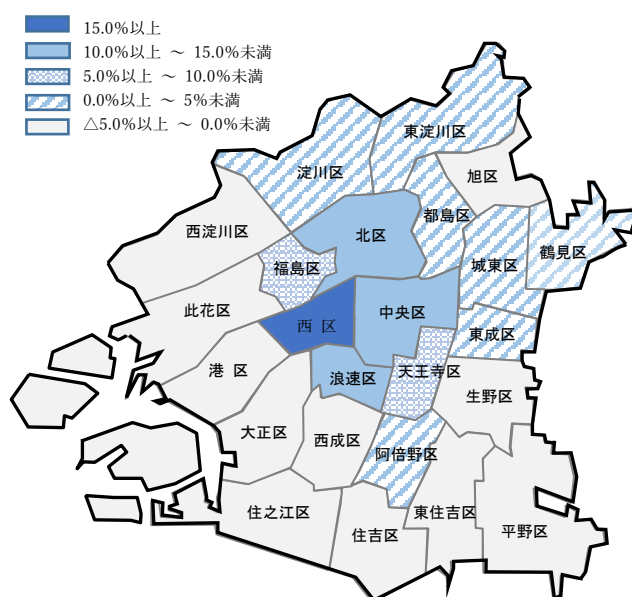
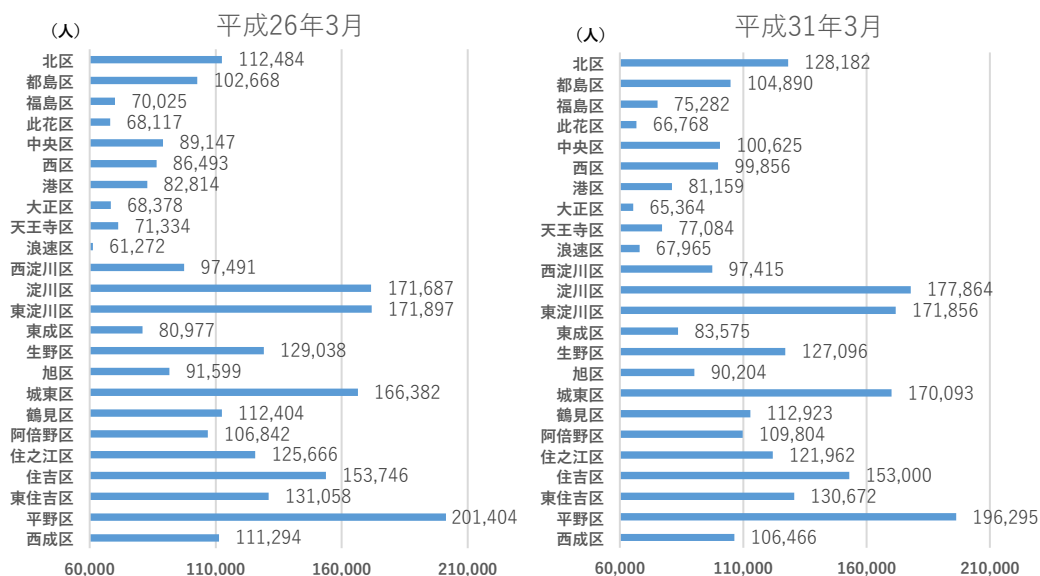


図 5 区別の人口の推移（平成 26 年・平成 31 年比較）

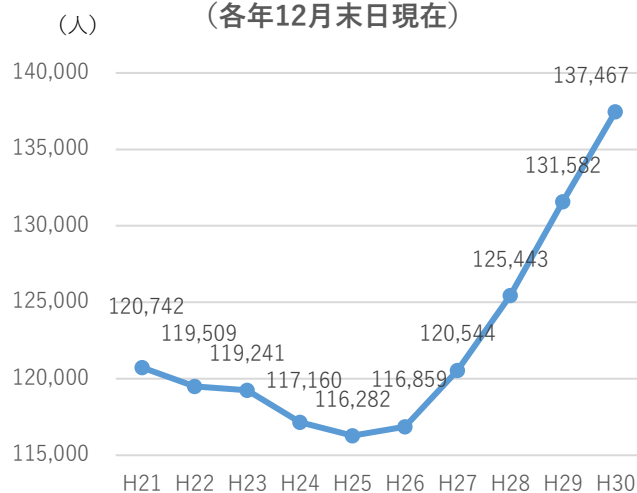


資料：(図 4・5 と同) 大阪市都市計画局調べ

⑤ 外国人住民数の推移

大阪市の外国人住民数は、平成 26 年度以降急増しており、平成 30 年 12 月末日時点で 137,467 人となり 5 年間で 21,185 人増加し、政令指定都市の中で外国人住民数・外国人住民比率が最も高い状況です。（図 6・表 1）

図 6 外国人住民数の推移
（各年12月末日現在）



資料：大阪市民政局調べ

表 1 政令市外国人住民比率
（上位10市）

都市名	総人口	外国人住民数	比率
大阪市	2,714,484	137,467	5.1%
名古屋市	2,294,362	83,244	3.6%
京都市	1,412,570	46,451	3.3%
神戸市	1,538,025	48,205	3.1%
浜松市	804,780	24,336	3.0%
川崎市	1,500,460	41,702	2.8%
千葉市	970,049	26,266	2.7%
横浜市	3,745,796	97,532	2.6%
福岡市	1,540,923	37,130	2.4%
相模原市	718,367	14,795	2.1%

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成 31 年）をもとに作成

⑥ 出生数の推移

大阪市の出生数をみると、全体的な傾向として、減少傾向にあります。（図 7）

図 7 出生数の推移



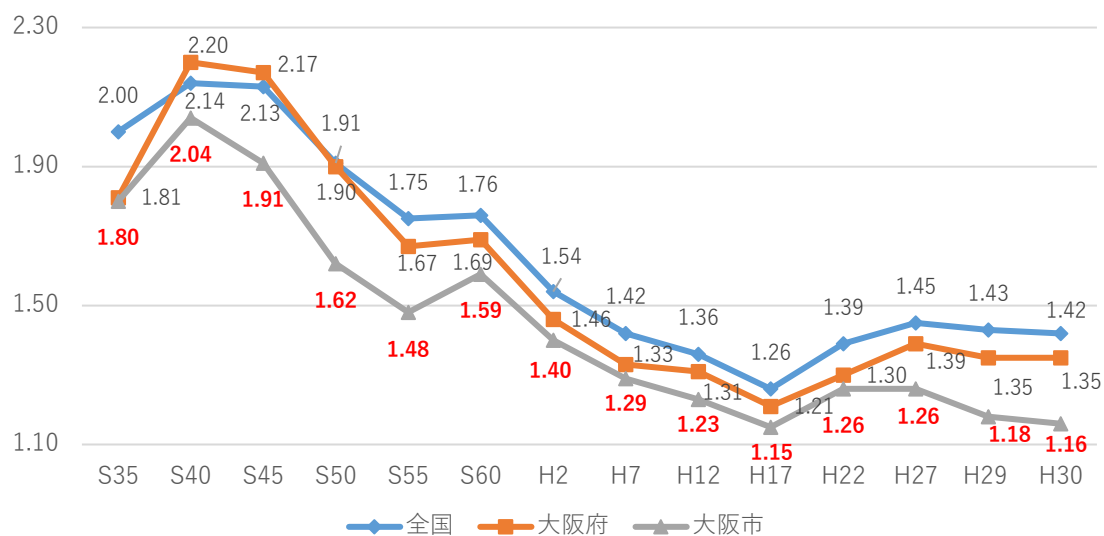
資料：厚生労働省「人口動態統計」

⑦ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 17 年までは下降傾向でしたが、それ以降はいったん上昇し、近年また下降しています。(図 8)

合計特殊出生率：「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に産むと想定されるこどもの数を表しています。

図 8 合計特殊出生率

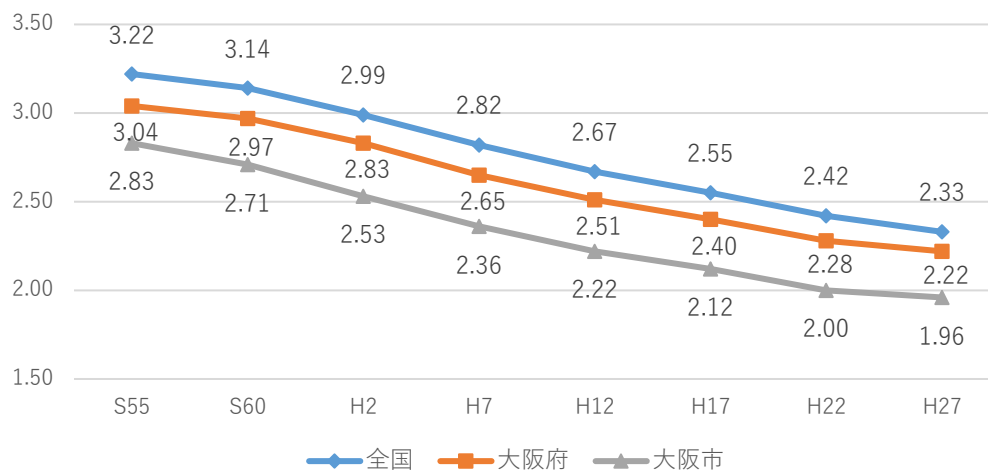


資料：全国、大阪府は厚生労働省「人口動態統計」、大阪市は大阪市健康局調べ

⑧ 一世帯あたり人員の推移

一世帯あたり人員をみると、全国、大阪府、大阪市ともに年々減少しています。大阪市は、全国や大阪府よりも低く推移しています。(図 9)

図 9 一世帯あたり人員の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

(2) こども・青少年を取り巻く状況

① こどもの貧困

平成 28 年に実施した「大阪市子どもの生活に関する実態調査」によると、収入の状況については、5 歳児のいる世帯では、ふたり親世帯は 400 万円から 500 万円未満の世帯が最も多いのに対し、父子世帯は 300 万円から 400 万円未満、母子世帯が 200 万円未満の世帯が最も多くなっています。(図 10)

また、5 歳児のいる世帯において、初めて親となった年齢別の就労状況については、若年で親になった世帯が正規群の割合が低くなっています。(図 11)

5 歳児のいる世帯について、世帯構成別のしつけの状況をみると、ふたり親世帯、母子世帯、父子世帯の順にしつけをしている割合が低くなっています。(図 12)

図 10 世帯構成別に見た、収入の状況（5 歳児のいる世帯）

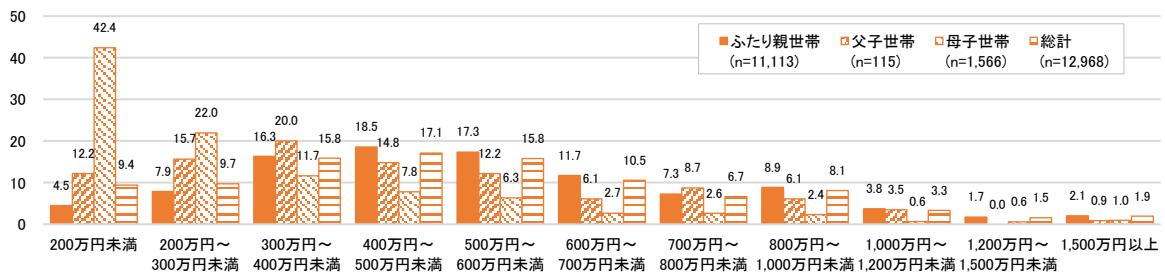


図 11 初めて親となった年齢別の就労状況（5 歳児のいる世帯）（母親が回答者）

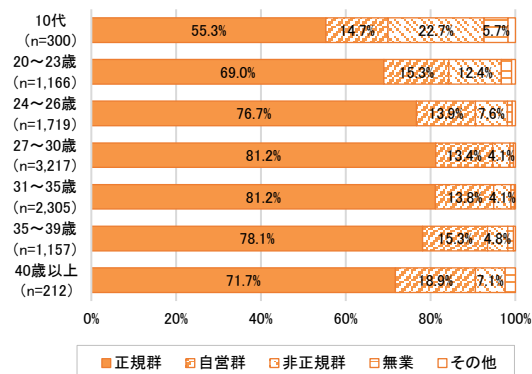
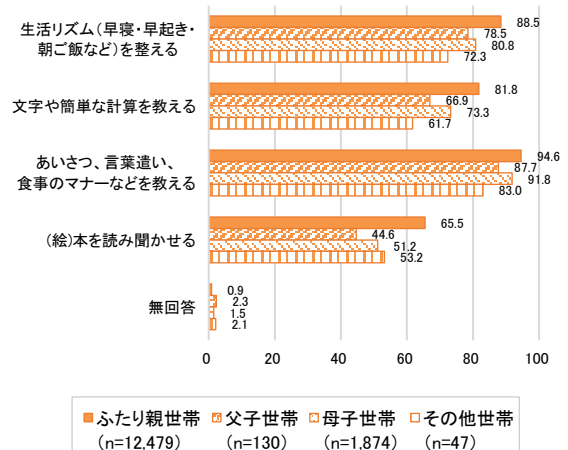


図 12 世帯構成別のしつけの状況（5 歳児のいる世帯）



資料：大阪市子どもの生活に関する実態調査（平成 28 年）

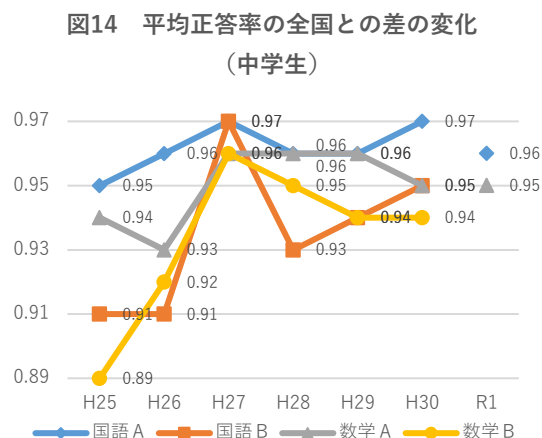
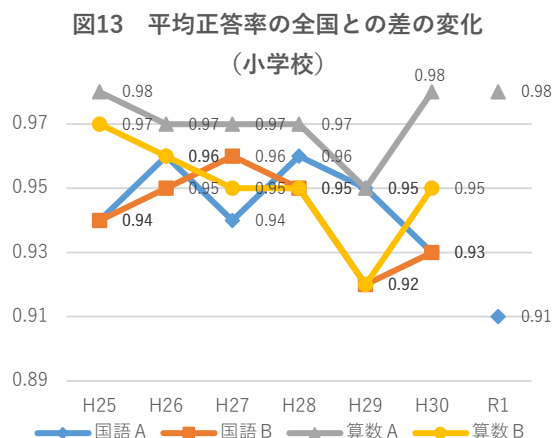
② 学力

各年度の全国学力・学習状況調査において、改善傾向の見られる教科もありますが、国語、算数・数学とも全国平均を下回っています。(図13・14)

A問題：主として「知識」に関する問題、B区分：主として「活用」に関する問題

※ 令和元年度より一体的に出題する形になったため、令和元年度はA・Bの区分なし

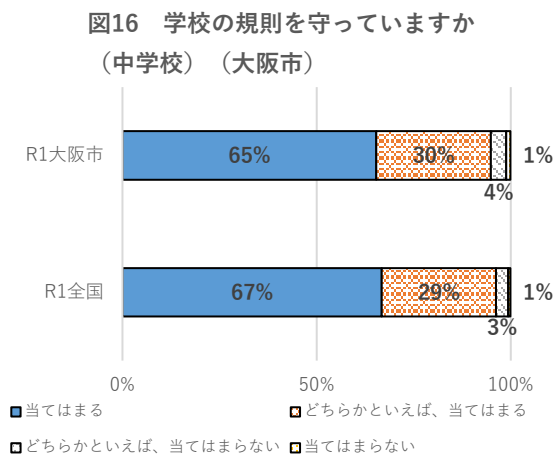
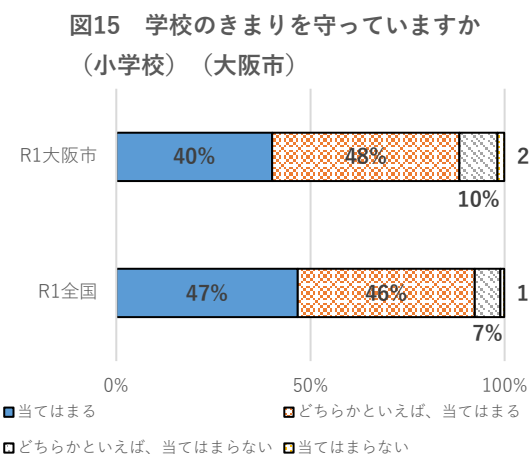
※ 全国の平均正答率を1としたときの大阪市の割合を「対全国比」として表しています



資料：各年度全国学力・学習状況調査

③ 規範意識・社会性

令和元年度全国学力・学習状況調査において、「学校のきまり・規則を守っている」と答えた割合が全国平均より低い傾向にあります。(図15・16)



資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

また、令和元年度全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたい」と答えた割合が全国平均より低い傾向にあります。(図 17・18)

図17 人の役に立つ人間になりたいと思いますか（小学校）（大阪市）

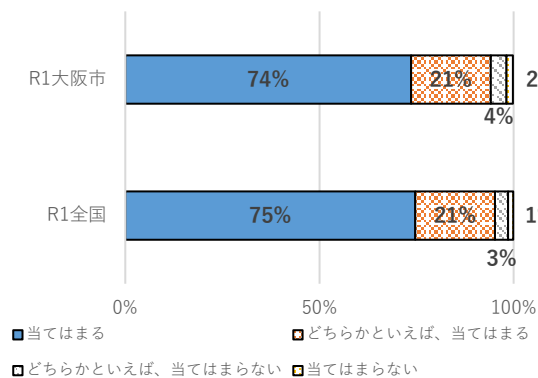
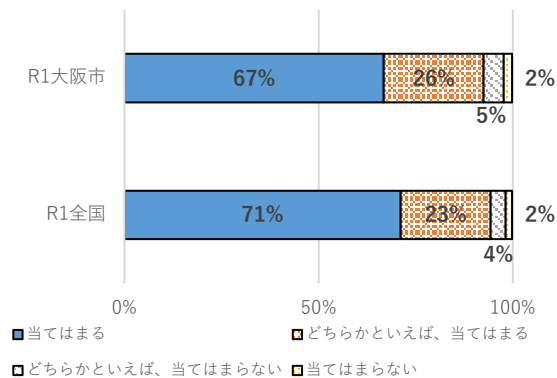


図18 人の役に立つ人間になりたいと思いますか（中学校）（大阪市）



資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

④ 自己肯定感

令和元年度全国学力・学習状況調査において、「自分によいところがあると思う」と答えた割合が全国平均より低い傾向にあります。(図 19・20)

図19 自分には、よいところがあると思いますか（小学校）（大阪市）

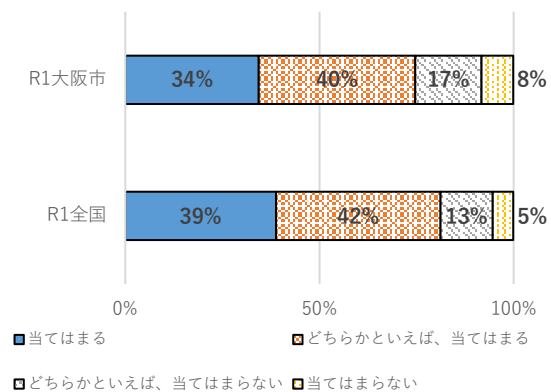
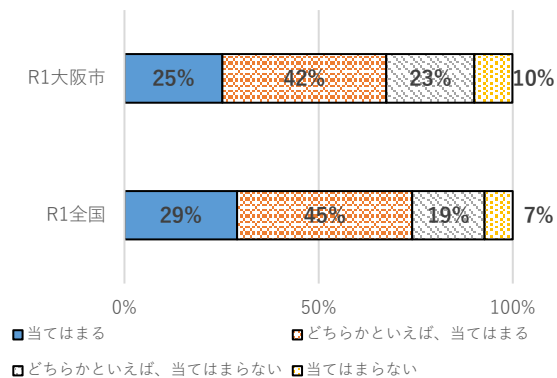
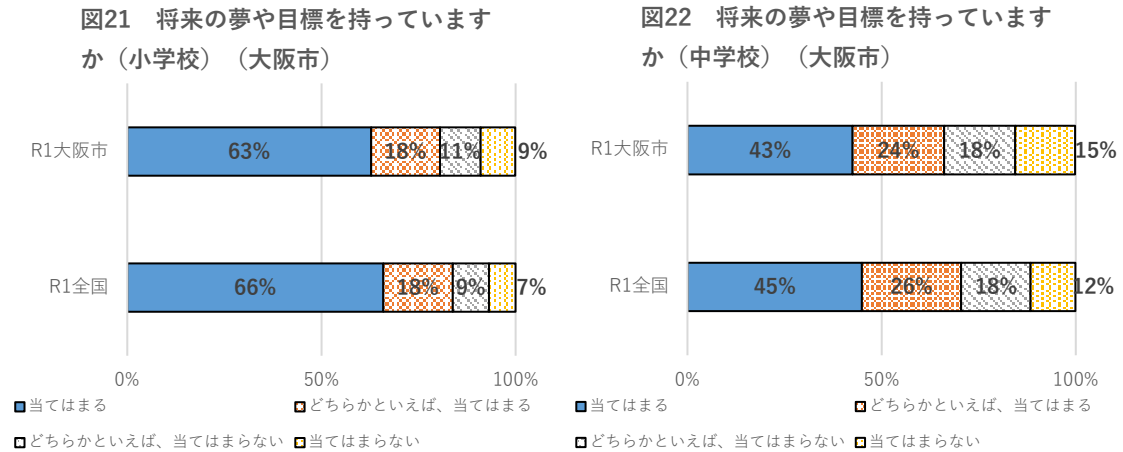


図20 自分には、よいところがあると思いますか（中学校）（大阪市）



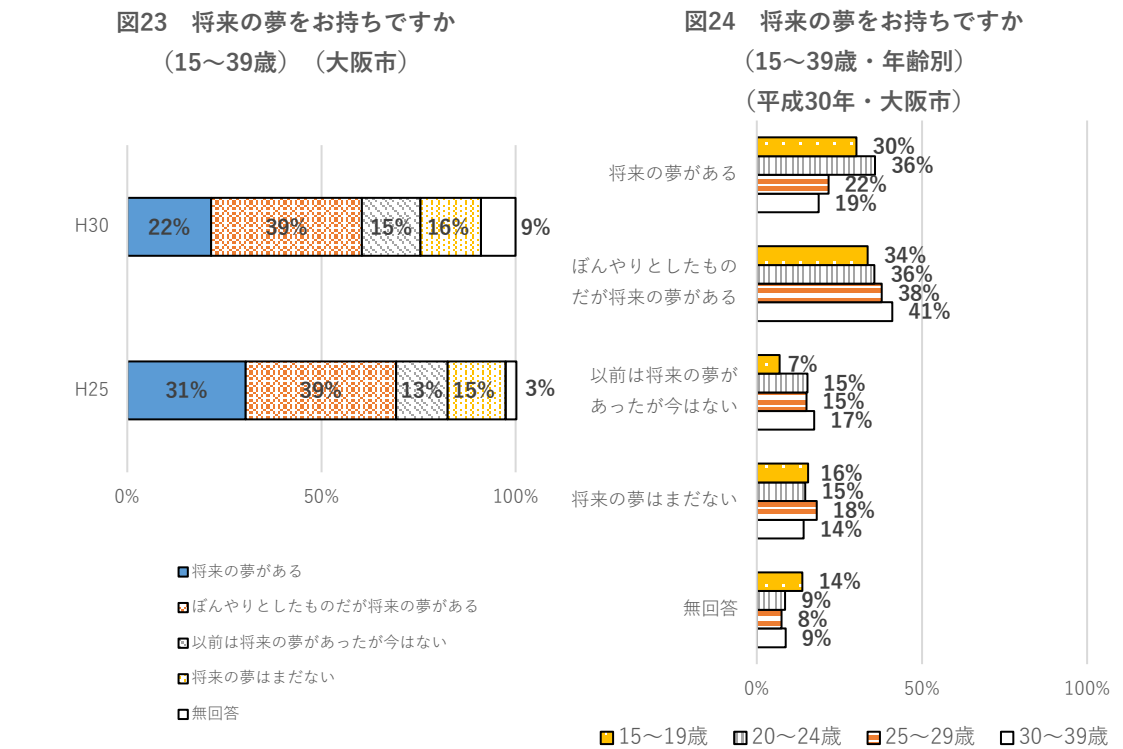
資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

また、「将来の夢や目標を持っている」と答えたこどもの割合も全国平均より低い傾向にあります。(図 21・22)



資料：令和元年度全国学力・学習状況調査

市内在住の15歳から39歳までの若者に対し、大阪府が平成25年と平成30年に行った調査では、平成25年と比べ、平成30年度は「将来の夢がある」と答えた若者の割合が低くなっています。(図 23・24)



資料：平成25年・平成30年大阪府次世代育成支援に関する若者意識調査